

関 与 先 の 皆 様 へ

新型コロナウイルス対策のお願い

令和2年4月13日

〒411-0035

三島市大宮町2丁目14番29号

税理士法人 亥角会計事務所

TEL 055-972-7305

FAX 055-973-3171

拝啓 平素格別の御高配に預り厚く御礼申し上げます。
さて、下記送信申し上げますので、何卒よろしく御査収下さいますようお願い
致します。

敬具

いつもお世話になっております。

令和2年4月7日、安倍晋三内閣総理大臣より、改正新型インフルエンザ等対策
特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出されました。

この緊急事態宣言を踏まえ、今後の感染拡大が想定される中、意図しないコ
ロナウイルス感染拡大を防ぐため、関与先様に対する監査担当者等の4月末ま
での訪問自粛や訪問時間短縮を検討しております。

今回の経済環境の悪化に対し、国は様々な支援制度を整備しております。支
援制度は多岐に渡るため、詳細は

「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」

を検索頂くと支援制度を確認することができます。

また、関与先様の中には、緊急の資金繰りや決算月の業績予測等、監査担当
者の訪問が必要となるケースもあると思いますので、その際には事務所までご
連絡下さい。

新型コロナウイルスの感染拡大抑止のため、関与先様のご理解とご協力を賜りますよ
う、何卒よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様に、
日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、
信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
売上減少が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業金融相談窓口
TEL: 03-3501-1544
(平日・土日祝日9:00-17:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

